

副市長レビュー（春） 調書

1 部局名・区名(課名)	こども家庭部	次世代育成課	2 優先順位	市長指示
3 事項名	子ども政策の取り組み体制について（放課後児童会について）			
4 目的	待機児童や施設整備などの諸課題の解決と、子ども子育て新制度の施行に向けて体制を整備する。			
5 現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待機児童の解消や老朽化対策として実施している施設整備投資額が高額である。</li> <li>・ 補助方式と委託方式に分かれており、開設時間や利用料金が異なっている。</li> <li>・ H26 年度中に放課後児童会の設置運営基準条例を制定する。</li> <li>・ H27 年度から児童福祉法の一部改正により、放課後児童会の受入年齢が小学 3 年生から 6 年生まで拡大される予定であり、利用希望児童の増加が見込まれる。</li> <li>・ 新たな施設整備は行わず、3 年生までは既存の児童会施設を利用し、4～6 年生は校舎内の図書室や多目的教室などの利用が想定される。</li> <li>・ しかし次世代育成課や各区役所社会福祉課では、学校現場との調整が難しい。</li> </ul>			
6 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童会の運営や施設整備、放課後の子どもたちの居場所づくり事業など、放課後児童対策を教育委員会へ移管する。</li> </ul>			
7 関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法</li> </ul>			
8 スケジュール(いつ、何をやるか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 年 5 月～ 教育委員会と移管に向けた事務協議開始</li> <li>・ H26 年 4 月～ 各放課後児童会育成会等へ移管について説明</li> <li>・ H27 年 4 月～ 放課後児童対策に関する事業を移管</li> </ul>			
9 他都市等の参考事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令指定都市のうち堺市（委託方式）、広島市（直営）が、教育委員会で放課後児童会事業を所管している。</li> </ul>			
10 過去のレビュー等での審議経過	なし(新規提案)あり その他	具体的内容		
		協議事項:放課後児童会の運営について(H24.サマーレビュー) ①運営を委託方式へ統一、②開設時間や利用料金を統一、③市が利用料金を徴収するため、電算システムの構築等について審議し、統一ありきでなく市民協働の理念を踏まえ、現行のしくみを維持して運営することとなった。		
11 副市長レビュー(春)で審議、確認したい事項 (該当項目を□→■)	□事業等の新規提案 既存事業の見直し □その他	具体的内容		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童対策を教育委員会へ移管することについて</li> </ul>		
12 担当ヒアリングでの審議事項(実施後記載)	<b>【協議事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童対策を教育委員会へ移管することの確認</li> </ul>			

	提案どおり進める	具体的内容
13 副市長レビュー(春)結果 (実施後記載。該当項目を□→■)	提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> サマーレビューで審議 <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童会については、提案どおり進める。</li> <li>・幼稚園については、事務区分は再検討することとし、所管換えは早期に行う。</li> </ul>
14 その他		

## 副市長レビュー（春） 調書

1 部局名・区名(課名)	学校教育部 (教育総務課)	2 優先順位	市長指示
3 事項名	子ども政策の取り組み体制について（幼稚園の所管換えの検討）		
4 目的	幼稚園事務の一元化、保育・幼児教育の一体化を図り、就学前児童を対象とした子ども政策の取り組みを推進するために、市立幼稚園の所管を教育委員会からこども家庭部に移管する。		
5 現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立幼稚園は、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教法」という。）等に基づき、教育委員会が所管している。</li> <li>平成 25 年度の市立幼稚園は 67 園（休園 4 園含む）、職員 360 人、園児 4,498 人である。</li> <li>市立幼稚園の事務は、地教法により教育委員会の職務権限とされている。他都市では、補助執行により市長事務部局で行っている例もあるが、人事や指導等に係る事務は教育委員会が所管している（教育委員会の職務権限すべてを補助執行していくことは、地教法に抵触すると思われる）。</li> <li>現在、私立幼稚園（補助金等に係る事務）はこども家庭部、市立幼稚園は教育委員会が所管している。</li> <li>平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）に向けて、幼稚園事務の一元化、保育・幼児教育の一体化を図り、行政の窓口を統一していくことが効果的と考えられる。</li> <li>引き続き「はままつの人づくり」の柱である「幼児教育の充実」を推進していくためには、こども家庭部と教育委員会が連携し、質の高い保育・幼児教育の提供を目指していく必要がある。</li> </ul>		
6 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、幼稚園の事務を一元化し、新制度に基づく施策を円滑に推進していくため、市立幼稚園の事務の一部を教育委員会からこども家庭部に所管換えする。</li> <li>業務内容に応じて所管換えする事務を決定し、こども家庭部に移管する。ただし、幼稚園教諭の人事、指導（幼児教育）等に係る事務は、新制度及び地教法を踏まえながら、教育委員会が行うことを基本とする。</li> <li>こども家庭部と教育委員会が所掌事務を分担し、相互連携を図りながら就学前児童に対する保育・幼児教育の充実とサービス向上を図る。</li> </ul>		
7 関係法令等	教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼稚園教育要領、幼稚園設置基準、学校保健安全法 等		
8 スケジュール(いつ、何をやるか)	平成 25 年度 こども家庭部と移管に向けた協議を開始 平成 26 年度 移管に向けた準備、関係機関等との調整 平成 27 年度 市立幼稚園の事務の一部をこども家庭部に移管		
9 他都市等の参考事例	大阪市（市長事務部局が市立幼稚園を所管…幼稚園・保育所の事務の一元化） 相模原市、熊本市		
10 過去のレビュー等での審議経過	なし(新規提案) あり <input type="checkbox"/> その他	具体的内容	

11 副市長レビュー(春)で審議、確認したい事項 (該当項目を□→■)	<input type="checkbox"/> 事業等の新規提案 <input type="checkbox"/> 既存事業の見直し <input type="checkbox"/> その他	<b>具体的内容</b>  ・ 所管換えの考え方・時期について ・ こども家庭部との事務区分について
12 担当ヒアリングでの審議事項(実施後記載)	<b>【協議事項】</b> ・ 所管換えに伴うスケジュール及び事務区分についての可否の確認	
13 副市長レビュー(春)結果(実施後記載。該当項目を□→■)	<input type="checkbox"/> 提案どおり進める <input checked="" type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> サマーレビューで審議 <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	<b>具体的内容</b>  ・ 放課後児童会については、提案どおり進める。 ・ 幼稚園については、事務区分は再検討することとし、所管換えは早期に行う。
14 その他		